

●香川県告示第40号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和5年2月28日

香川県知事 池 田 豊 人

1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

東かがわ市引田2660番地40 赤壁水産（有） 代表取締役 赤壁 健夫

東かがわ市坂元269番地1 三谷 龍雄

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

2号引田区域

小型定置漁業であって1（いわし機船船びき網漁業、大型定置漁業、あじ、さば角網漁業及び小型定置漁業であって、たい、さわら柵網漁業以外の漁業（あじ、さば角網漁業を営む者が営むものに限る。））及び5（たい、さわら柵網漁業）に掲げる漁業以外の区分